



栃木県公報

平成25年
12月17日(火)
第2540号

目次

告示

- 土地改良区定款変更の認可..... 973
- 道路の区域の変更..... 973
- 道路の供用開始..... 974
- 県営住宅の家賃及び割増賃料並びに県営住宅の駐車場の使用料のうち当該県営住宅を退去した者に係る未収金の徴収事務の委託..... 974

公告

- 県営土地改良事業の特別減歩の指定..... 975
- 公共測量の実施..... 975
- 同..... 975
- 同..... 976

告示

栃木県告示第629号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年12月17日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
船生土地改良区	平成25年12月5日

(農地整備課)

栃木県告示第630号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年12月17日から平成26年1月15日まで一般の縦覧に供する。

平成25年12月17日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 一般県道 豊原高久線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
211	前	那須郡那須町大字寺子乙3968-3から 那須郡那須町大字寺子丙3-142まで	17.5～18.2	165.0	

	後	那須郡那須町大字寺子乙3968-3 から 那須郡那須町大字寺子丙3-142まで	17.5 ~ 20.9	165.0	
--	---	--	-------------	-------	--

II

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 桐生岩舟線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
294	前A	足利市小俣町358-1 から 足利市小俣町336-3 まで	18.0 ~ 18.8	58.7	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	足利市小俣町358-1 から 足利市小俣町336-3 まで	2.7 ~ 10.2	72.2	
	後A	足利市小俣町358-1 から 足利市小俣町336-3 まで	18.0 ~ 18.8	58.7	
	後B	足利市小俣町358-1 から 足利市小俣町336-3 まで	2.7 ~ 10.2	77.7	

栃木県告示第631号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年12月17日から平成26年1月15日まで一般の縦覧に供する。

平成25年12月17日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
294	主要地方道 桐生岩舟線	足利市小俣町358-1 から 足利市小俣町336-3 まで	平成25年12月17日

(道路保全課)

栃木県告示第632号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により平成25年11月15日付けで次のとおり県営住宅の家賃及び割増賃料並びに県営住宅の駐車場の使用料のうち当該県営住宅を退去した者に係る未収金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年12月17日

栃木県知事 福 田 富 一

1 委託事務の内容

栃木県県営住宅条例（平成9年栃木県条例第1号）の規定に基づく県営住宅の家賃及び割増賃料並びに県営住宅の駐車場の使用料のうち当該県営住宅を退去した者に係る未収金の徴収事務

2 委託を受けた者の事務所の所在地及び氏名

(1) 事務所の所在地

東京都港区西新橋1-24-16 平和ビル4階 赤司・野口法律事務所

(2) 氏名

弁護士 野口 隆一

3 委託期間

平成25年11月15日から平成26年3月31日まで

(住宅課)

公 告

○県営土地改良事業の特別減歩の指定

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、県営針ヶ谷地区土地改良（区画整理）事業において、次の土地を、地積を特に減じて換地を定める土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成25年12月17日

栃木県知事 福 田 富 一

市町村	大 字	字	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減ずる地積	摘 要
宇都宮市	針ヶ谷町	塔ノ後	1041	田	田	856㎡	111㎡	
〃	〃	〃	1043	田	田	522㎡	74㎡	
〃	〃	〃	1045	田	田	499㎡	23㎡	
〃	〃	塔ノ前	1071	田	田	876㎡	21㎡	
〃	〃	〃	1072	田	田	1,084㎡	65㎡	
〃	〃	〃	1074	田	田	1,219㎡	34㎡	
〃	〃	西 田	1110	田	田	760㎡	67㎡	
〃	〃	間ノ田	1139	田	田	4,337㎡	80㎡	
〃	〃	下河原	1168	田	田	1,993㎡	36㎡	
〃	幕田町	長久保	12- 1	田	田	1,133㎡	110㎡	
〃	〃	祭 田	68- 2	田	田	664㎡	9㎡	

(農地整備課)

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、利根川上流河川事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成25年12月17日

栃木県知事 福 田 富 一

- 作業種類
公共測量（水準測量及び修正測量）
- 作業地域
栃木市、小山市及び下都賀郡野木町
- 作業期間
平成25年12月2日から平成26年3月25日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、佐野市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成25年12月17日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（デジタル撮影）
- 2 作業地域
佐野市
- 3 作業期間
平成25年12月2日から平成26年3月24日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、下館河川事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成25年12月17日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
宇都宮市
- 3 作業期間
平成25年11月11日から平成26年2月28日まで

（監理課）